

函 財 稅

函 観 総

令和 7 年（2025 年）8 月 29 日

総務常任委員会委員 各位

経済建設常任委員会委員 各位

財 務 部 長

観 光 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

函館市宿泊税の課税開始日について

(財務部税務室)

(観光部観光総務課)

函館市宿泊税の課税開始日について

函館市宿泊税につきましては、本年7月22日（火）に総務大臣から法定外目的税の新設について同意が得られましたが、課税開始日は規則で定めることとしておりました。

この度、課税開始日については、令和8年4月1日（水）とし、その旨規定した「函館市宿泊税条例の施行期日を定める規則」を公布しましたのでお知らせいたします。

なお、北海道宿泊税につきましても、課税開始日は、本市と同日の令和8年4月1日（水）となっております。